

[事案 28-124] 死亡保険金支払請求

・平成 28 年 11 月 24 日 裁定打切り

<事案の概要>

責任開始日から 3 年以内の自殺は支払免責事由に該当するとして死亡保険金の支払いを拒否されたが、被保険者の死亡は支払免責事由の「自殺」には該当しないとして、死亡保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 23 年 10 月を責任開始日として契約した終身保険、生前給付保険および医療保険について、以下の理由により、脂肪保険金を支払ってほしい。

- (1)被保険者は、精神障害により被保険者の自由な意思決定能力を喪失ないし著しく減弱させた結果、自殺企図行為に及んだ。
- (2)労災申請手続における労働局の意見書においても、被保険者は自殺直前に急性に精神障害の症状が悪化し、正常な認識、行為選択能力が著しく阻害され、または精神的な抑制力が著しく阻害される状態になったため自殺に至ったと認定されている。
- (3)遺書の内容も上記の事実を裏付けるものである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)被保険者の自殺は、ある程度の準備行為の伴う態様であり、また、遺書も了解可能なものであって、被保険者の意思決定能力が喪失・著しく減弱していたとはいえない。
- (2)労災認定と生命保険契約の自殺免責の判断とは趣旨・目的を異にするものであり、労災認定と同様の推定をすることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人等に対する事情聴取は実施しなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下のとおり、業務規程第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1)被保険者が本件自殺時に うつ病に罹患しており、かかる疾病が被保険者の自殺を惹起した可能性は認められるものの、この疾患が存在することによって、直ちに被保険者に自由な意思決定能力が欠けていたか、あるいは著しく減弱していたとまで認定することはできない。
- (2)労災の認定における判断と保険の免責に関する判断とは必ずしも同一と言えず、また、労災意見書において、その判断の根拠については示されていない。
- (3)被保険者のうつ病の程度、自殺に至る言動や精神状態、自殺行為の態様、他の動機の有無等を総合的に勘案して判断することになるが、そのためには、担当医師や被保険者の周囲の人物等の第三者への尋問、専門医師の鑑定等が必要となるが、裁判外紛争処理機関である当審査会においては、これらの手続を行うことはできない。